

本年4月に改正された道路運送法の施行に伴い、令和5年10月1日以降、運賃等の協議を行う際は、地域公共交通会議ではなく、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において協議を行う必要があることから、改正を行うもの。なお今後、運賃の変更等を行う際は、基山町地域公共交通運賃協議会（仮称）を新たに立ち上げる必要がある。

## 基山町地域公共交通会議設置条例

（設置）

**第1条** 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び町営有償運送に関する協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、基山町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（所掌事務）

**第2条** 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- （2） 町営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

**第3条** 交通会議は、基山町長及び委員24人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- （1） 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （2） 住民又は旅客
- （3） 国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局長又はその指名する者
- （4） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （5） 道路管理者
- （6） 町の区域を管轄する警察署の署長又はその指名する者
- （7） 学識経験者
- （8） その他町長が交通会議の運営上必要と認める者

（任期）

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、基山町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、委員の互選によりこれを定める。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 交通会議は、会長が招集する。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 会長は、議事のため必要と認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

**第8条** 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

**第9条** 交通会議に、次の各号に掲げる事項について、地域の実情に応じた具体的な課題に関する調査研究及び協議を行うために、幹事会を置くことができる。

(1) 実施している乗合旅客運送に関する事業計画（大規模な休廃止等は除く。）の変更その他必要と認められる事項の変更

(2) その他交通会議の運営に必要な事項

2 幹事会は、複数設置することができる。

3 幹事会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 第3条に定める委員のうちから会長が選任した者

(2) 前号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認めた者

4 幹事会の代表は、前項に掲げる者のうちから会長が指名する者をもって充てる。

- 5 幹事会の会議は、第6条の規定を準用する。
- 6 幹事会は、第1項に定める事項について、幹事会の議決をもって、交通会議の議決とすることができる。この場合において、議決を行う事項は、事前に交通会議の了承を受けた事項のみとする。
- 7 幹事会の代表は、幹事会の内容を交通会議に報告するものとする。
- 8 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議録)

**第10条** 会長は、交通会議の会議ごとに会議録を作成し、議長又は会長が指名した委員1人とともに署名しなければならない。

- 2 幹事会の代表は、前項の規定に準じ会議録を作成しなければならない。

(報酬等)

**第11条** 委員の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年条例第29号)の定めるところによる。

(庶務)

**第12条** 交通会議及び幹事会の庶務は、定住促進課において処理する。

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に基山町地域公共交通会議の委員である者は、この条例の規定に基づく交通会議の委員に委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の基山町地域公共交通会議の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の日から平成27年3月31日までの間は、第11条中「平成26年条例第29号」とあるのは「昭和36年条例第4号」と、第12条中「まちづくり課」とあるのは「まちづくり推進課」とする。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。